平成２６年（フ）第１４９号
北海道旭川市大町１条13丁目231番地の７
債務者　大橋　龍三
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５０号
北海道旭川市大町１条13丁目231番地の７
債務者　大橋　辰徳
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６２号
北海道上川郡鷹栖町北野東５条３丁目１番１号
債務者　吉田　好幸
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６９号
旭川市末広東２条２丁目１番10号　ドリームハイツ友光１号館１階103号
債務者　齋藤　利幸
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６９号
愛知県岡崎市柱曙１丁目９番地６　イーストマンション幹201
債務者　濵田久実子（旧姓續）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第７８３号
横浜市神奈川区松見町３丁目１番地15　ヴァンハウス妙蓮寺101号
債務者　小林　浩一
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３７号
横浜市南区榎町２丁目73番地８　テクノビル302号
債務者　勝呂　接子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０５号
北海道帯広市西16条南６丁目９番12号　コーポ166―102号室
債務者　五十嵐清美（旧姓松波）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
川崎市宮前区有馬７丁目５番22―202号　第２有馬グリーンハイム、前住所川崎市宮前区東有馬３丁目13番17―408号　アルス鷺沼東
債務者　根岸　　守
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
川崎市多摩区菅北浦５丁目７番６―107号
債務者　石黒　郁彦
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
川崎市宮前区初山１丁目16番16号　城所荘202
債務者　佐藤千代子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
川崎市幸区小倉２丁目17番６号　第一田村ハイツ201
債務者　藤田　淑子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
川崎市高津区末長1071番地35　榎本ハイツ401
債務者　佐々木さつき（旧姓久松）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
川崎市川崎区中瀬３丁目８番４号　メゾン・ブランシェⅡ102
債務者　島田　　香
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係